

2026年3月5日

各 位

会社名 ジェイファーマ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉武 益広  
(コード番号：520A 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役最高財務責任者 藤本 裕  
(TEL. 03-6432-4270)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定等に関するお知らせ

2026年2月19日開催の当社取締役会において決議いたしました「公募による募集株式発行の件」につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2026年3月5日開催の当社取締役会において、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

また、2026年2月19日開催の当社取締役会において決議いたしました「引受人の買取引受による株式売出しの件」につきましては、株式市場の動向など諸般の事情を総合的に勘案した結果、当社普通株式200株の引受人の買取引受による売出しは行われないうこととなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき金714円  
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。)
- (2) 仮 条 件 1株につき840円から900円

2. 当社指定販売先への売付け（親引け）

当社が株式会社SBI証券に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等について下記のとおりお知らせ申し上げます。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。この文書は、米国における証券の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## (1) 親引け予定先の状況等

(UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合)

① 親引け先の概要	名称	UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合
	所在地	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組員又はこれに類する者	名称 UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド 有限責任事業組合 所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 管理担当組員 UntroD Capital Japan 株式会社 職務執行者 藤井 昭剛 ヴィルヘルム
② 当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式600,000株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
③ 親引け先の選定理由	当社の企業価値向上に資することを目的とするため。	
④ 親引けしようとする株式の数	未定（公募による募集株式発行における募集株式のうち、238,000株を上限として、2026年3月13日（発行価格等決定日）に決定される予定。）	
⑤ 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦ 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集又は販売を行うことにはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(NBI-SBISGC 1号投資事業有限責任組合)

① 親引け先の概要	名称	NBI-SBISGC 1号投資事業有限責任組合
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号
	組成目的	有価証券並びに出資持分の取得及び保有
	業務執行組員又はこれに類する者	無限責任組員 Nano Bridge Investment 株式会社 代表取締役社長 飯野 智 無限責任組員 SBI 新生グロースキャピタル株式会社 代表取締役 西村 和将
② 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
③ 親引け先の選定理由	当社の企業価値向上に資することを目的とするため。	
④ 親引けしようとする株式の数	未定（公募による募集株式発行における募集株式のうち、119,000株を上限として、2026年3月13日（発行価格等決定日）に決定される予定。）	
⑤ 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
⑦ 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（2026年3月13日）に決定される予定の公募による募集株式発行における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）	本募集後の所有株式数（株）	本募集後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	2,021,325	12.82	2,021,325	10.63
Eight Roads Ventures Japan II L.P.	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda	1,940,000	12.30	1,940,000	10.20
Newton Biocapital I Pricaf privée SA	Av. de Tervueran 273 B-1150 Brussels, Belgium	1,225,000	7.77	1,225,000	6.44
大原薬品工業株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町鳥居野121番地15	875,000	5.55	875,000	4.60
UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	600,000	3.80	838,000	4.41
スペラファーマ株式会社	大阪府大阪市淀川区十三本町二丁目17番85号	625,000	3.96	625,000	3.29
MSIVC グローバルアカデミックシーズ投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋一丁目2番5号	527,500	3.34	527,500	2.77
F-Prime Capital Partners Life Sciences Fund VI LP	One Main Street, 13th Floor Cambridge, MA USA	485,000	3.07	485,000	2.55
OUVIC 1号投資事業有限責任組合	大阪府吹田市山田丘二丁目8番	462,500	2.93	462,500	2.43
藤本 裕	—	440,000 (150,000)	2.79 (0.95)	440,000 (150,000)	2.31 (0.79)
計	—	9,201,325 (150,000)	58.34 (0.95)	9,439,325 (150,000)	49.65 (0.79)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年2月19日現在のものであります。

2. 本募集後の所有株式数並びに本募集後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年2月19日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集及び親引け（UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合 238,000株、NBI-SBISGC 1号投資事業有限

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

責任組合 119,000 株を上限として算出) を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

### 3. 引受人の買取引受による売出しについて

公募による募集株式発行と併せ、Eight Roads Ventures Japan II L.P. 及びF-Prime Capital Partners Life Sciences Fund VI LP を売出人とする当社普通株式200株の引受人の買取引受による売出しが行われる予定でありましたが、株式市場の動向など諸般の事情を総合的に勘案した結果、引受人の買取引受による売出しは行われないこととなりました。

これに関連して、当社は2026年2月19日開催の取締役会において引受人の買取引受による売出しの決議を行っていましたが、上記理由により、本日開催の取締役会において、引受人の買取引受による売出しを行わないことを決議しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 3,240,000株
(2) 売出株式の種類及び数	オーバーアロットメントによる売出し(*) 当社普通株式 上限 486,000株
(3) 需要の申告期間	2026年3月6日(金曜日)から 2026年3月12日(木曜日)まで
(4) 価格決定日	2026年3月13日(金曜日) (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、需要状況等を勘案した上で決定する。)
(5) 申込期間	2026年3月16日(月曜日)から 2026年3月19日(木曜日)まで
(6) 払込期日	2026年3月24日(火曜日)
(7) 株式受渡期日	2026年3月25日(水曜日)
(8) 仮条件決定の理由	

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(注) 上記(1)に記載の募集株式の一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合及びEight Roads Ventures Japan II L.P. (以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、株式会社SBI証券は、486,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下、「グリーンシュエオープン」という。)を、2026年4月17日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、株式会社SBI証券は、上場(売買開始)日から2026年4月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. ロックアップについて

本募集に関連して、当社株主（新株予約権者含む。）である大原薬品工業株式会社、スペラファーマ株式会社、藤本裕、遠藤仁、吉武益広、株式会社トランスポーター、株式会社エスアールディホールディングス、株式会社エスアールディ、上嶋康秀、森俊介、神戸天然物化学株式会社、KISCO 株式会社、関口和生、及びその他当社株主又は当社新株予約権者 15 名は、株式会社SBI証券に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）より起算して6ヶ月を経過する2026年9月24日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、貸株人であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合及びEight Roads Ventures Japan II L.P.、並びに当社株主であるNewton Biocapital I Pricaf privée SA、MSIVC グローバルアカデミックシーズ投資事業有限責任組合、F-Prime Capital Partners Life Sciences Fund VI LP、OUVCI 号投資事業有限責任組合、Kepple Liquidity 1号投資事業有限責任組合、SIIFIC ウェルネス投資事業有限責任組合、QR 2号ファンド投資事業有限責任組合、ライフサイエンス3号投資事業有限責任組合、QB 第一号投資事業有限責任組合、SBI 新生企業投資株式会社、岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、KSP 4号投資事業有限責任組合、響きパートナーズ株式会社、岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合、大樹生命保険株式会社、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合及びその他当社株主3名は、株式会社SBI証券に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2026年6月22日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①と合わせて以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が公募による募集株式発行における発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間①中は株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、株式会社SBI証券に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年9月20日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。